

「家庭での保育のお願い」の期間延長について

現状

市内保育施設で
感染確認が続いている



感染拡大のリスクがある

保育施設における新型コロナ感染者数(人)

	感染者数	1日当たり平均
1月30日~2月5日	21	3.0
2月6日~12日	43	6.1
2月13日~17日	20	4.0

感染拡大防止を図る必要有

延長期間：令和4年2月27日（日）まで

(感染状況によっては期間を延長する場合があります)

可能な範囲内で **家庭での保育**にご協力ください

※保育所等は通常通り開園します

※仕事等で利用が必要な場合は控えていただく必要はありません

保育所等を利用する保護者で

親族に預ける
ことができる

対応できる
場合は

休暇を取得
できる

など

<事業主の方へ>

小学校休業等対応助成金制度 (労働局)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、登園を控えるよう依頼があり、従業員が休暇を取得した場合などに本制度を活用することができます。

コールセンター：0120-60-3999

保育料は期間中に登園しなかった日数に応じて減額